| | |
|---|---|
| | （五）分路リアクトル |
| 2　電圧十七万ボルト以上（受電所にあっては、電圧十万ボルト以上）の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の群の改造であって、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの | |
| 3　電圧十七万ボルト以上（受電所にあっては、電圧十万ボルト以上）の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の群の取替え | |
| 1　電圧十七万ボルト以上（受電所にあっては、電圧十万ボルト以上）の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の分路リアクトルの設置 | |
| 2　電圧十七万ボルト以上（受電所にあっては、電圧十万ボルト以上）の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の分路リアクトルの改造であって、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの | |

| | |
|---|---|
| | （五）分路リアクトル又は限流リアクトル |
| 2　電圧十七万ボルト以上（受電所にあっては、電圧十万ボルト以上）の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群の改造であって、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの | |
| 3　電圧十七万ボルト以上（受電所にあっては、電圧十万ボルト以上）の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群の取替え | |
| 1　電圧十七万ボルト以上（受電所にあっては、電圧十万ボルト以上）の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの設置 | |
| 2　電圧十七万ボルト以上（受電所にあっては、電圧十万ボルト以上）の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの改造であって、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの | |